

写

教 学 第 4 2 7 号
教 保 第 1 7 7 号
令 和 4 年 5 月 3 0 日

各県立学校長 様

学 校 教 育 室 長
保 健 体 育 課 総 括 課 長

岩手緊急事態宣言解除に伴う学校における対応について（通知）

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部は、第57回本部員会議（令和4年5月30日）を開催し、岩手緊急事態宣言（令和4年2月1日改訂）について、令和4年5月30日をもって解除することとしました。

ついては、岩手緊急事態宣言解除に伴う教育活動について、下記のとおり適切に対応するようお願いいたします。

なお、学校における新規感染者数の抑え込みを最優先として、引き続き感染拡大防止対策を徹底するようお願いいたします。

記

1 教育活動について

- (1) 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、十分な感染防止対策を行った上で実施すること。
- (2) 体育祭等の学校行事は、地域の感染状況等を踏まえ、学校長が慎重に判断すること。
- (3) 公共交通機関による通学での密を避ける必要がある場合には、時差通学等の対応を検討すること。

2 部活動について

- (1) 実施については、地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ、慎重に判断すること。
- (2) 当面、活動時間は、可能な限り時間短縮を図ること。
- (3) 他校との練習試合や県外へ移動して活動（県外の学校等との活動を含む）する際は、事前に遠征先の感染状況や制限等を確認し、慎重に判断すること。
- (4) 大会・コンクール等の参加に当たっては、主催者等が示す「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づいた行動を徹底すること。
併せて、大会参加前後の健康観察を徹底すること。
- (5) 上記に加え、令和3年4月6日通知「県立学校の部活動について」に基づいた感染対策を徹底するとともに、以下の点に留意すること。
 - ・ 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での感染症対策を徹底すること。
 - ・ 大会や練習試合等における他校生徒及び教職員との接触は、必要最小限とすること。
 - ・ 競技中以外において、身体的距離が十分とれないときはマスク着用を徹底すること。
ただし、気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、マスクを外すこと。その際は、換気や生徒等の間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をすること。
 - ・ 競技用具及びベンチ等、共用物品の消毒を徹底すること。

【担当】

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ○教育活動に関すること | 学校教育室高校教育担当（019-629-6140） |
| ○部活動に関すること | 保健体育課学校体育担当（019-629-6190） |